



海老名市告示第79号

海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱（平成20年4月1日施行。以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき「海老名市住宅改修支援事業業務委託」の公募型プロポーザルを以下のとおり実施する。

令和8年4月6日

海老名市長 内 野



1 業務名、業務内容及び委託期間

(1) 業務名

海老名市住宅改修支援事業業務委託

(2) 業務内容

「海老名市住宅改修支援事業業務委託公募型プロポーザル募集要項」（以下「実施要項」という。）に記載のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2 提案書の提出者の資格

プロポーザルに参加できる者の資格については、実施要項5「参加資格」に基づき、次に掲げるすべてに該当する者とする。

- (1) 告示日現在において、当該年度の海老名市競争入札参加者名簿に登載されていること。ただし、海老名市競争入札参加者名簿に登載がない者においては、次に掲げるすべての書類の提出をもって、海老名市競争入札参加者名簿に登載されているものとみなします。

- ① 暴力団排除事項に関する誓約書
- ② 暴力団員等の調査同意書及び役員名簿

- ③ 破産法等に関する誓約書
 - ④ 納税証明書（告示日から1年以内のもので滞納がないもの）
 - ⑤ 契約に関する代理人の委任状（参加者が支社等である場合）
- (2) 海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成21年4月1日制定）の規定による停止措置を現に受けていないこと。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、または民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。
 - (5) 事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第2条第2号から第5号までのいずれかにも該当しないこと。
 - (6) 個人情報保護に対する取り組みを行っていること。
 - (7) その他、法令等に違反していないこと、または違反する恐れがないこと。

3 提案書の提出者を特定するための評価基準

実施要項掲載のとおり

4 担当部署

海老名市役所 まちづくり部住宅まちづくり課 住宅政策係

5 参加意向申出書提出の期間、場所及び方法

(1) 期間

告示の日から令和8年4月20日（月）正午まで

（郵送の場合は必着。持参の場合は土日祝日除く。）

(2) 場所

〒243-0492海老名市勝瀬175番地の1

海老名市まちづくり部住宅まちづくり課住宅政策係

(3) 方法

参加意向申出書及び必要書類を添付し、前号の場所へ持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付すること。

6 プロポーザル関係書類提出要請書交付日及び方法

(1) 交付日

令和8年4月22日(水)

(2) 方法

郵送

7 提案書等提出意思確認書及び一次審査書類の提出期限、場所及び方法

(1) 期限

令和8年5月12日(火)正午まで

(郵送の場合は必着。持参の場合は土日祝日除く。)

(2) 場所

参加意向申出書提出場所と同じ

(3) 方法

前号の場所へ持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付すること。

8 要請手続きにおいて使用する言語、数字および通貨

各手続きで使用する言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円とする。

9 契約書作成の要否

契約書は取り交わすものとし、作成は海老名市が行う。ただし、契約に必要な費用(収入印紙等)については、受託者の負担とする。

10 関連情報を入手するための照会窓口

- (1) 本プロポーザル募集に関する詳細は、海老名市ホームページに掲載する。

URL <http://www.city.ebina.kanagawa.jp>

- (2) 本プロポーザルに関する問合せ先

〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1

海老名市まちづくり部住宅まちづくり課住宅政策係

電話 046-235-9604 (直通)

E-mail machi@city.ebina.kanagawa.jp

11 提案書等の取扱い

提案に必要な費用（提案書の作成及び提出費用、必要書類の作成及び提出時の旅費等を含む。）は、各参加者の負担とする。また、提出された提案書等は返却しない。

12 その他市が必要と認める事項

- (1) 以下の費用については受託者の負担とする。

ア 本プロポーザルに関する費用

イ 契約締結に必要な費用（収入印紙等）

ウ 契約締結から本委託業務開始日までの間において準備等に要する費用

- (2) 上記1～12の項目以外の事項については、以下の書類を参照し、当該内容に従って参加するものとする。（一部内容が重複するものもある。）

ア 海老名市住宅改修支援事業業務委託公募型プロポーザル募集要項

イ 海老名市住宅改修支援事業業務委託仕様書（単価契約）

ウ 海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱